

グループホーム いきいき岩見沢

運営規程

サービス種類 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

事業所名 グループホーム いきいき岩見沢

(目的)

第1条 この規程は、日本システムサービス株式会社が開設するグループホームいきいき岩見沢（以下「事業所」という。）が行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を地域の中で、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業において提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令・告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業の実施にあつては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成することにより、常に利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理及び評価を行う。
- 7 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、地域や家庭との結び付きを重視し、関係機関との連携に努める。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は、グループホームいきいき岩見沢とする。

- 2 本事業所の所在地は、岩見沢市志文町 1180-47 とする。

(職員の職種・員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名 （管理上支障がない場合に他の職務と兼務することができる。）
管理者は、業務及び職員の管理を一元的に行い、法令及び本規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② 計画作成担当者 1 名以上（うち 1 名以上は介護支援専門員）
計画作成担当者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とし、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、関係機関との連絡・調整を行う。
- ③ 介護従業者 5 名以上
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
夜間及び深夜の時間帯は 1 人以上の介護従業者を配置する。

(利用定員)

第6条 利用定員は 9 名とする。

(介護の内容)

第7条 （介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

1. 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
2. 日常生活上の世話
3. 日常生活の中での機能訓練
4. 相談、助言

(介護計画の作成)

第8条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成又は変更に際しては、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、その実施状況及び目標の達成状況を記録し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じて1割、2割又は3割とする。ただし、次に掲げるものは、利用料その他の費用として支払いを受ける。

- ① 室料 別紙利用料のとおり
 - ② 食材料費 別紙利用料のとおり
 - ③ 水道光熱等費用 別紙利用料のとおり
 - ④ 入居準備金 別紙利用料のとおり
 - ⑤ その他、日常生活において通常必要となる費用で、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費
- 2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。
- 3 月の途中における入居又は退居については、食材料費は日割計算、室料・水道光熱等費用は15日以内の利用者のみ半月計算とし、16日以上は通常の利用料(1か月分)とする。入院等による一時的な不在の場合は、食材料費を除き通常の利用料(1か月分)とする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 利用者は努めて健康に留意すること。
 - ② 健康状態に異常がある場合には、その旨を職員に申し出ること。
 - ③ 医師の判断等により入院治療が必要と認められた場合は、必要な入院治療を受けること。
 - ④ 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
 - ⑤ 喫煙又は飲酒については、事業所が定める場所及びルールを守ること。
 - ⑥ けんか、口論、泥酔等、他の利用者又は職員等に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により認知症であることを確認する。
- 3 入居後、利用者の状態の変化等により事業所において必要なサービスの提供が困難となった場合は、利用者及び家族に十分説明し、その意向を踏まえ、関係機関と連携して適切なサービスへの移行等に必要な援助を行う。
- 4 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関等と協議し、介護の継続性が維持されるよう必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持等)

第11条 本事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

3 サービス担当者会議等において利用者又は家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ同意を得るものとする。

(苦情処理)

第12条 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者及び家族への説明並びに記録の整備等、必要な措置を講ずるものとする。

2 市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行い、求めがあった場合は改善内容を報告する。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービスの提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償に備えるため、損害賠償責任保険に加入する。

(事故発生時における対応)

第14条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに岩見沢市、利用者の家族及び必要に応じて関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

3 管理者は事故原因を検証し、必要な再発防止策を講じ、従業者に周知する。

4 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(衛生管理及び感染症の予防等)

第15条 事業所は、利用者が使用する設備、備品等について衛生的な管理に努め、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の措置を講ずる。

① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6か月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底する。

② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応及び医療連携)

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、必要な措置を講ずる。

2 医療連携体制を実施する場合は、看護職員等による日常の健康管理及び緊急時の連絡体制を確保し、重度化した場合における対応に係る指針を整備する。

3 利用者の病状の急変等に備え、あらかじめ協力医療機関及び協力歯科医療機関との連携体制を整える。

4 1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認し、協力医療機関の名称等を岩見沢市長に届け出る。

5 新興感染症の発生時等に備え、第二種協定指定医療機関との連携・協議に努める。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

3 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう、地域との連携に努める。

(虐待の防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 5 前3項の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更する。

(身体的拘束等の適正化)

第20条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に4回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底する。
- 4 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携及び運営推進会議)

第21条 事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、岩見沢市職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置する。

- 2 おおむね2か月に1回以上、運営推進会議に活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等について記録を作成し、これを公表する。

(サービスの質の評価)

第22条 事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価又は運営推進会議による評価を受け、その結果を公表し、常に改善を図るものとする。

(重要事項の掲示等)

第23条 事業所は、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を、事業所内の見やすい場所に掲示し、又は書面を備え付けて自由に閲覧できるようにする。

- 2 重要事項は、原則としてウェブサイトにも掲載する。

(記録の整備及び保存)

第24条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から少なくとも2年間保存する。ただし、法令又は指定権者の定めによりこれを上回る保存期間が求められる場合は、その期間とする。

- (1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様・時間、利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 市への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(7) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録
(その他運営についての重要事項)

第 25 条 従業員の資質の向上を図るため、研修の機会を確保する。

- ・採用時研修 採用後 1 か月以内
- ・経験及び職務に応じた研修 随時

2 医療・福祉関係の資格を有しない介護従業者については、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずる。

3 職場におけるハラスメントを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講ずる。

4 事業所ごとに経理を区分し、本事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、日本システムサービス株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の一部改正は、令和 8 年 8 月 13 日から施行する。